

審判部申し合わせ事項

(一社) 熊本県サッカー協会 4 種委員会

1. 警告・退場の処分について

- | | | |
|--|--|---|
|  (警告) |  (警告) | 警告累積 2 枚で、次の試合は出場停止 |
|  (退場) | | 退場処分を受けた競技者は、次の試合出場停止。
退場者の処置については、規律委員会にて決定される。 |
|  (警告) |  (退場) | 退場処分を受けた競技者は、次の試合出場停止。
退場前に受けた警告は持ち越さない |

2. 審判配当について

- (ア) 県大会最終日以外は原則として帯同審判で行う。(1 チームより 1 ~ 2 名)
- ① 原則として自チーム試合後の、責任審判を務める。
 - ② 県大会帯同審判は、経験豊富な者に限る。
(資格取得後に原則として練習試合を含めて 20 試合以上経験していなければ不可。)
 - ③ 第 1 試合の審判について
 - ④ 別途大会規定による。(事前に大会要項等を確認のこと。)
- (イ) 主審について
- ① 原則として 3 級以上で行うことがのぞましい。
 - ② 帯同審判の中で、上級もしくはより経験のある審判員を務める。
- (ウ) 県大会最終日は、原則として協会派遣審判で行う。(一部帯同も有り)

3. 審判員の準備物

- (ア) 審判服 (黒の審判服上下、黒のソックス) 及び、黒のシューズ (努力次項)。
(カラーの審判服ではなく黒の審判服、パンツも審判用でハーフパンツは不可)
(シューズは原則、黒色のスパイクである)
- (イ) ワッペン着用、審判員証 (顔写真貼付) の携帯
- (ウ) 審判員証の本部への提示
- 規定数の審判員が揃わないと試合が開始できない。
 - やむなく帯同審判員を出せない場合 (特別な場合のみ) は、1 試合毎に各 1 名につき 5,000 円支払って他チームにお願いする。(各チーム規定数の帯同審判員を確保すること)
 - 冬場の寒い時でも必ず審判服で審判を行う。

4. ユニフォーム及び選手の用具に関する運用緩和について

- (ア) ユニフォームとは、シャツ、ショーツ及びソックスを指す。
- F P は、明確に色の異なるメイン・サブ、2 セットのユニフォームを試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
 - G K は、F P の 2 セットの色とは明確に異なるの 2 セットのユニフォームを試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
 - シャツの色彩は、審判員が通常着用する黒色と明確に判断し得るものでなければならない。
- (イ) ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。
- (ウ) アンダーシャツの色は問わない。ただし、原則としてチームで同色のものを着用する。
- (エ) アンダーショーツの色は問わない。ただし、原則としてチームで同色のものを着用する。
- (オ) ユニフォームの裾出しに関しては、ショーツの中に入れてプレーする。
- (カ) ユニフォームが同色の場合は、チーム代表と審判の話し合い後、決定しない場合はコイントスにより決定する。
- (キ) ユニフォームが長袖、半袖で統一できない場合は、同色であれば出場できる。
- (ク) ユニフォームへのチーム名の表示については、日本協会ユニフォーム規定を適用しない。
(但し、九州大会および全国大会では適用される。)